

## 警報発令・臨時情報発表時の対応

### (1) 始業時前に暴風警報が発表されている場合

- ① 生徒は登校せず自宅で待機すること。
- ② 午前11時（午前中授業の日は午前9時）までに解除された場合は、当日の授業を行うので、解除後約2時間の余裕をもって登校すること。
- ③ 午前11時（午前中授業の日は午前9時）においてもなお、警報が解除されない場合は当日の授業は行わないから登校しなくてもよい。

※上記②の場合、登校に際し、交通機関のみひ、道路や橋梁の決壊、浸水等により、登校に危険があるか、困難な場合は登校しなくてもよい。なお、その状況を速やかに学校へ連絡すること。この場合の生徒については出停扱いとする。（他の天災異変の場合もこれに準ずる）

### (2) 登校途中において、暴風警報が発表されたり、危険を感じる状態になった場合は、安全の確認を図り、直ちに帰宅すること。

### (3) 在校時に暴風警報が発表された場合

状況に応じて指示をするからこれに従うこと。

### (4) 休日及び休業中の課外・補習、部活動等も上記に準じる。

### (5) 特別警報（下記参照）が発表された場合も上記に準じる。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報

※「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」は除く。

### (6) 特別警報「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。

1週間の臨時休業とする。

※「南海トラフ地震臨時情報」とは、南海トラフ地震の想定震源域内でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合に、想定震源域内の別の場所で後発の巨大地震が発生する可能性が高いとして発表されます。1週間の間、次の巨大地震に備えるよう、国から呼びかけが行なわれます。

※三重県では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際には、県が管理する施設を「1週間を基本として、原則として県民の施設利用を抑制する休業措置をとる」対策方針を令和4年3月に定め、県立学校についても「1週間の臨時休業とする」対応を取ることになりました。